

インフルエンザ・コロナのワクチン接種費用補助について

(問い合わせ) 健康ほけん課 保健係 ☎0967(67)2704



お知らせ

●インフルエンザ接種費用の補助について

村では、本村に住所を持つ人に対し、インフルエンザ予防接種費用を補助します。下記のとおり対象者や契約医療機関で事前の手続きが必要な場合がありますので、接種前に必ずご確認ください。

【接種期間】10月1日(木)～12月31日(木)まで 【回数】1～13歳未満は2回、13歳以上は1回

【契約医療機関】**区分①** 阿蘇立野病院・上村医院・藤本医院・寺崎内科胃腸科クリニック・渡邊内科
区分② たくもと小児科・なみかわ小児科・よしもと小児科

【接種の注意点】

- 医療機関で氏名、生年月日、住所が分かるもの(マイナンバーや運転免許証など)、お薬手帳、母子手帳(13歳未満の人)を窓口で提示してください。
- 生活保護世帯の場合は、別途助成があります。接種前に健康ほけん課 保健係にお問い合わせください。

●経鼻弱毒生インフルエンザワクチン「フルミスト」の補助がはじまります

鼻へ噴霧するタイプのワクチンで、針を刺す必要がありません。2歳から18歳の人を対象となります。

【接種期間】10月1日(木)～12月31日(木)まで 【回数】1回

【補助などの手続き】

対象者	契約医療機関	契約以外の医療機関
【定期】 インフルエンザワクチン ・65歳以上の人 ・60～65歳未満で 心臓、腎臓、呼吸器の機能障害 またはヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に障害を持ち、日常生活が かなり制限される人	自己負担額 1回1,300円 (区分①のみ)	契約医療機関以外の医療機関で接種する場合は、 <u>事前に健康ほけん課 保健係での手続きが必要です。</u> 自己負担額 1回1,300円
【任意】 インフルエンザワクチン ・1～64歳 (上記を除く)	自己負担額 1回1,300円 (区分①②)	医療機関窓口で予防接種料金全額を支払い、健康ほけん課 保健係に次の書類を添えて補助申請をしていただくか、電子申請での補助申請の手続きが必要です。自己負担を1,300円とし、払い戻しをします。ただし、払い戻しの上限額は3,510円です。 ・補助金交付申請書兼請求書、印鑑 ・領収書の写し(被接種者名・予防接種名の記載があるもの) ・振込み先の預金通帳の写し 【交付申請書の提出期限】令和9年1月29日(金)
【任意】 経鼻インフルエンザワクチン ・2～18歳	自己負担額 1回2,700円 ・阿蘇立野病院 ・たくもと小児科 ・なみかわ小児科 (対象:小学生以上)	自己負担を2,700円とし、払い戻しをします。ただし、払い戻しの上限額は6,300円です。 ・補助金交付申請書兼請求書、印鑑 ・領収書の写し(被接種者名・予防接種名の記載があるもの) ・振込み先の預金通帳の写し 【交付申請書の提出期限】令和9年1月29日(金)

任意インフルエンザ接種の補助申請の手続きが、電子申請でできるようになりました。二次元コードを読み取っていただき、必要事項を入力と領収書などの写真の添付をお願いします。なお、入力内容に不備がある場合は、お電話で確認させていただく場合があります。



電子申請二次元コード

●新型コロナワクチン定期接種費用の補助について

村では、**本村に住所を持ち、下記の対象者で接種希望の人に対し、新型コロナワクチン接種費用を補助します。接種を希望される人は、事前にご自身で村内医療機関へご予約をお願いいたします。**

【定期接種対象者】

- 65歳以上の人
- 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持ち、日常生活がかなり制限される人

【接種期間】10月1日(木)～令和9年3月31日(水)まで

【回数】1回

【個人負担額】4,600円

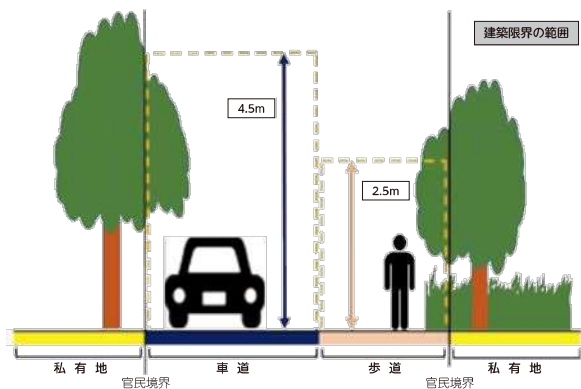
【接種医療機関】阿蘇立野病院・上村医院・寺崎内科胃腸科クリニック・渡邊内科

【接種の注意点】

- 医療機関で氏名、生年月日、住所が分かるもの(マイナンバーや運転免許証など)、お薬手帳を窓口で必ず提示してください。お忘れの場合は、接種できない場合があります。
- 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持ち、新型コロナワクチン予防接種を希望される人は、かかりつけ医での接種をお願いします。
- 村外医療機関で接種を希望する場合は、必ず接種前に健康ほけん課 保健係で手続きをしてください。
- 生活保護世帯の人は、別途助成があります。接種前に健康ほけん課 保健係にお問い合わせください。
- 定期接種対象者以外で接種を希望する場合は、任意接種として全額自己負担で接種することができます。

道路上に張り出している樹木・竹木などの適正管理のお願い

〈問い合わせ〉建設課 建設係 ☎0967(67)3178



建築限界とは

道路法第30条および道路構造令第12条では、自動車や歩行者が安全に通行できるよう、道路上に一定の高さを確保することが定められています。車道では上空4.5メートル、歩道などでは上空2.5メートルの範囲内に、電柱や信号機、樹木など、通行の妨げになるものを置くことはできないとされています。

道路沿いの樹木などの管理が適正にされていないと、道路上への枝の張り出しや、枯れ枝などの落下、倒木などによって、歩行者や車両の通行に支障をきたしたり、通行の安全を害したりするおそれがあります。

私有地に生育している樹木などは所有者の管理物であり、道路に隣接する私有地から張り出した枝など(枯れ枝などの落下・倒木)が原因で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合

には、樹木などの所有者が賠償責任を問われる場合があります。所有者の責任において剪定・伐採を行うなど、道路沿いの樹木の適正な管理をお願いします。

なお、風雨などにより建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として、道路管理者が通行の安全確保を行いますので、皆さんのご理解をお願いいたします。